

資料編

1. さいたま市の概況

(1) 位置及び面積

東京から30km圏の関東平野のほぼ中心に位置しています。また、周囲がすべて他の都市とつながる内陸都市で、東は春日部市、越谷市、白岡町、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市、北は上尾市、蓮田市に接しています。

市域は、東西19.6km、南北19.3kmで、面積は217.49km²です。

地形的には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川等の河川と、それら河川に沿った低地と台地に大きく区分されます。



図1-1 さいたま市の位置

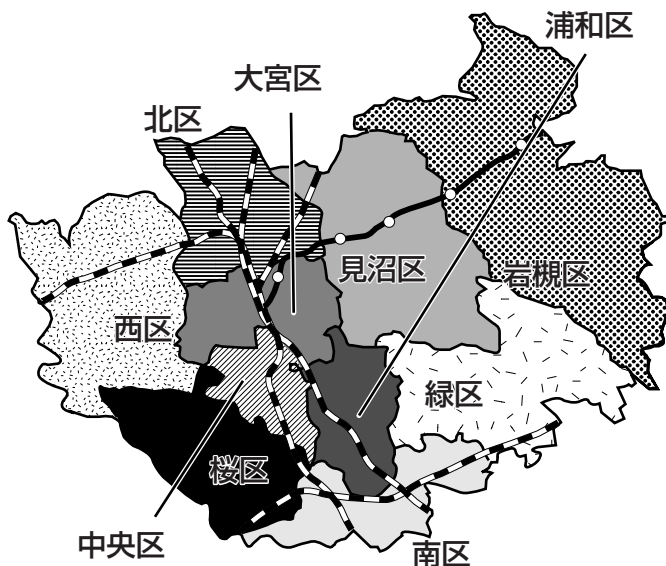


図1-2 さいたま市を構成する10区

(2) 気候

夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量も比較的少なく、全体として穏やかで住みやすい気候です。平成22年の気候は、年平均気温が15.8℃、年降水量が1,336.5mmでした。また、月平均気温が最も高かったのは8月で29.4℃、最も低かったのは1月で4.3℃、月降水量が最も多かったのは9月で277.5mm、最も少なかったのは1月で5.5mmでした。

平均気温 (°C)

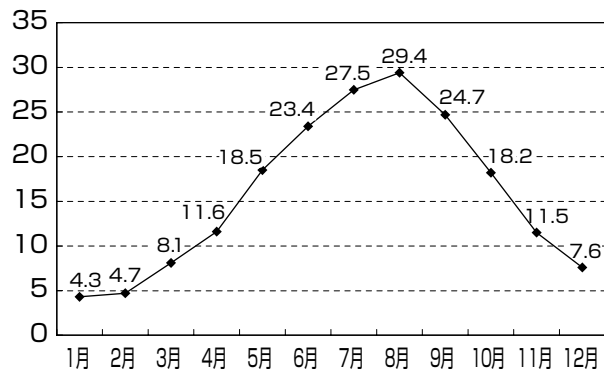


図1-3 月別平均気温 (平成22年)

降水量 (mm)

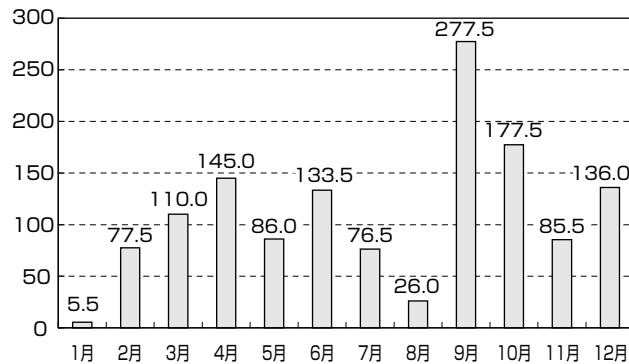


図1-4 月別降水量 (平成22年)

(気象庁ホームページより)

(3) 人口

平成22年4月1日における人口は1,226,487人で、世帯数は523,156世帯です。人口は年間1万人程度増加しています。また、人口密度は5,639人/km²となっています。

さいたま市の人口は、国勢調査によると、平成2年の約100万8千人から、平成17年には約117万6千人に増加し、その後も市外からの転入などが続いて増加傾向を維持しています。

しかし、今後は少子高齢化によって増加の幅が次第に縮小すると見込まれ、しばらくは人口の増加傾向は緩やかに続きますが、平成27年（2015年）をピークに減少し、平成32年（2020年）には現在と同じく123万人程度になる見通しです。

※平成32年（2020年）の人口予測は、平成20年12月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市町村別将来人口」に基づき、平成22年4月1日現在のさいたま市の人口により補正し求めています。

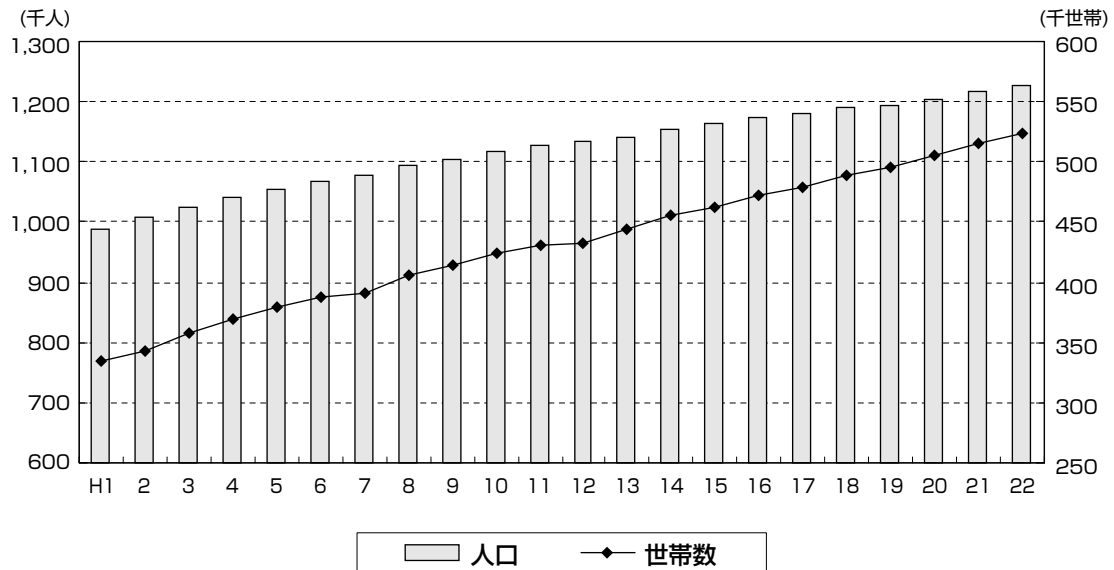


図1-5 人口及び世帯数の推移（各年4月1日現在）

（さいたま市総務局総務部総務課資料より）

(4) 土地利用

田、畑、山林等の土地利用が年々減少しています。一方で、宅地等の土地利用は増加しています。

平成22年4月1日現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」は116.98km²（市の総面積の53.8%）、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」は100.51km²（市の総面積の46.2%）となっています。

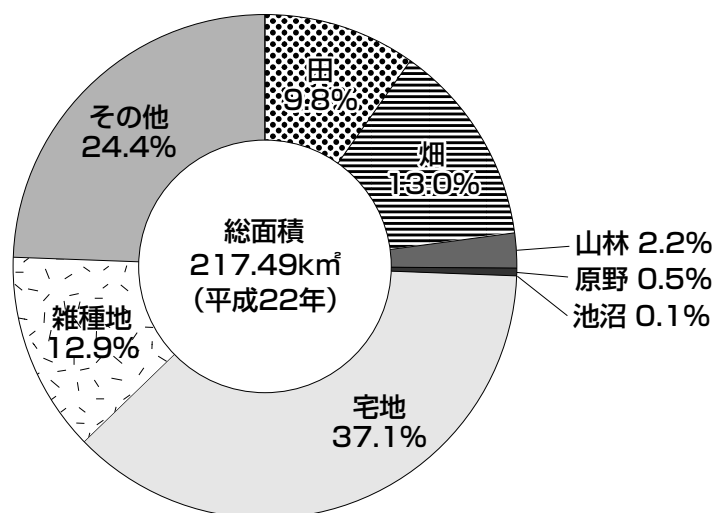


図1-6 地目別土地利用の構成 (平成22年1月1日現在)
(さいたま市財政局税務部固定資産税課資料より)

表1-1 市街化区域・市街化調整区域の構成 (平成22年4月現在)

	面積	構成比
市街化区域	116.98km ²	53.8%
市街化調整区域	100.51km ²	46.2%
合計	217.49km ²	100.0%

(埼玉県「市街化区域及び市街化調整区域の区分一覧表」より)

(5) 産業

市内の事業所数、従業者数についての最新調査年度である平成18年の結果では、事業所数は40,403事業所、従業者数は478,262人となっています。

市内のすべての事業所を対象とした平成13年と18年の調査結果を比較すると、事業所数は平成13年調査から平成18年にかけて減少傾向で推移していますが、従業者数は逆に増加しています。

表1-2 産業（大分類別）事業所数及び従業者数

	事業所数		従業者数	
	平成13年	平成18年	平成13年	平成18年
農林漁業	35	32	376	271
建設業	4,082	3,661	38,556	34,555
製造業	3,615	3,193	50,327	47,082
電気・ガス・熱供給・水道業	26	26	1,935	2,209
情報通信業	396	396	10,701	14,133
運輸業	733	686	23,118	23,125
卸売・小売業	11,733	10,886	114,578	114,092
金融・保険業	744	655	18,520	15,886
不動産業	2,872	2,797	11,377	11,459
飲食店、宿泊業	5,264	4,965	39,793	40,518
医療、福祉	2,194	2,711	29,333	38,728
教育、学習支援業	1,913	2,021	24,214	28,155
複合サービス事業	194	185	3,736	4,259
サービス業（他に分類されないもの）	8,015	8,014	77,203	82,760
公務（他に分類されないもの）	167	175	21,719	21,030
合計	41,983	40,403	465,486	478,262

注1：平成13年については、新産業分類による結果（参考表）です。

注2：総務省統計局「事業所・企業統計調査」を基に作成しています。

（さいたま市総務局総務部総務課資料より）

(6) 交通

市内には、新幹線、京浜東北線、宇都宮線、高崎線、埼京線、武蔵野線、川越線、東武野田線、埼玉新都市交通（ニューシャトル）、埼玉高速鉄道を併せて、14路線33駅あり、鉄道網が発達している地域になっています。

また、バス路線も整備されており、民間バス会社4社により258路線（平成22年3月末現在）が運行されているほか、コミュニティバスも6路線（西区、北区、見沼区、桜区、南区、岩槻区）が運行されています。

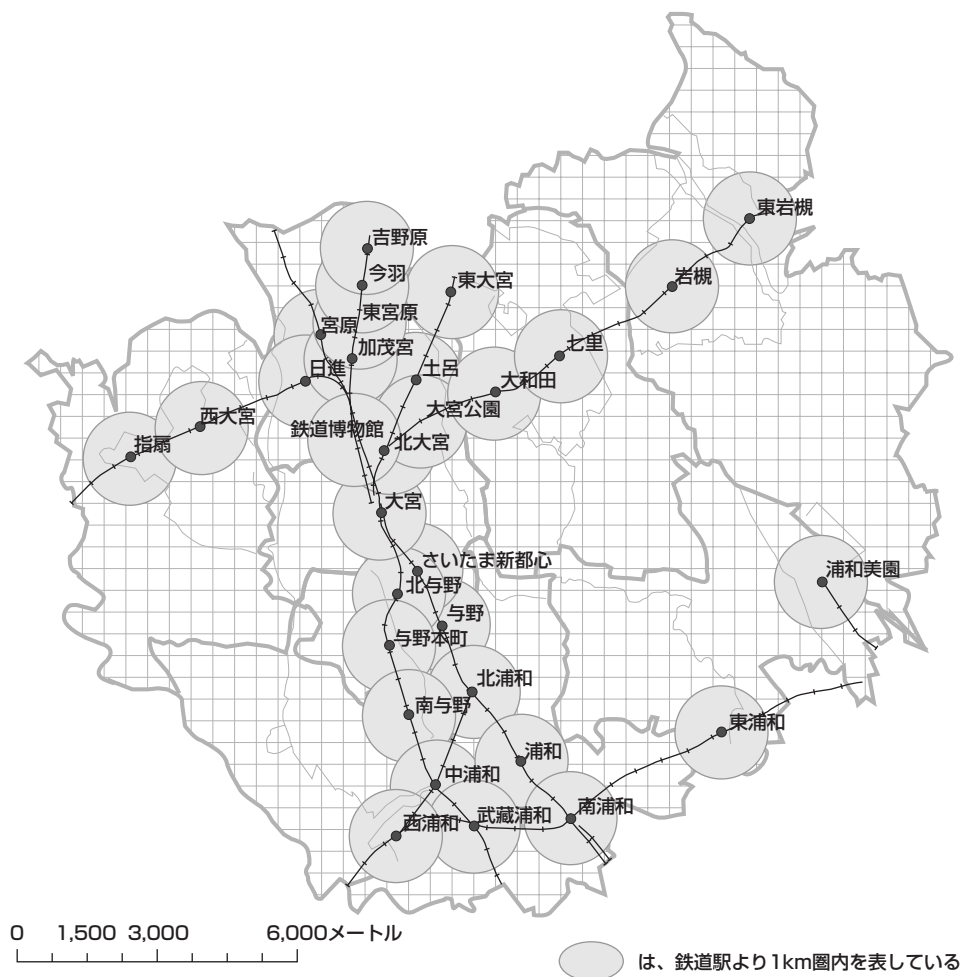


図1-7市内の鉄道路線・駅の設置状況

（さいたま市都市局都市計画部都市交通課資料より）

2. 指標の選定理由・目標値の根拠一覧

	施策体系の柱 (上位)	指標	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)	指標の選定理由
基本目標1	環境教育の推進 (表3-1-1 P18)	環境教育拠点施設数	8施設	20施設	既存の環境施設において環境教育が可能な拠点施設の数を。環境教育は、興味や関心にあわせ、さまざまな場面で取り組めるように、あらゆる地域資源を活用して活性化させる必要があることから、この指標を選定。
		さいたま市環境フォーラム参加者数	1,050人	2,000人	「展示報告会」でのスタンプラリー参加者と、「講演会」の聴講者との合計人数。環境保全活動に関わる人材の交流や情報の交換を進めるためには、環境学習の場として開催するイベントへの参加者数を増やす必要があることから、この指標を選定。
		こどもエコクラブ登録団体数・会員数	22団体・1,810人	75団体・3,300人	幼児から高校生までの誰でも参加できる環境活動クラブの数及び会員数。子どもたちの興味や関心に基づき、家庭・学校・地域の中で身近な活動に自由に取り組めるクラブであることから、この指標を選定。
		環境局ホームページアクセス件数	1,991件/日	3,000件/日	市ホームページに環境局が情報を掲載している内容の閲覧件数。興味や関心にあった環境教育に取り組むためには、環境関連情報を有効な手段で発信する必要があることから、この指標を選定。
	環境保全活動の促進 (表3-1-2 P21)	環境保全活動団体数	94団体	増加	環境活動に取り組む市民活動団体の数。環境保全のためには、市民の自発的・自主的な活動が求められることから、この指標を選定。
		さいたま市環境フォーラム参加者数 【再掲 表3-1-1】	1,050人	2,000人	「展示報告会」でのスタンプラリー参加者と、「講演会」の聴講者との合計人数。環境保全活動に関わる人材の交流や情報の交換を進めるためには、環境学習の場として開催するイベントへの参加者数を増やす必要があることから、この指標を選定。
	ライフスタイル転換の促進 (表3-1-3 P23)	エコライフDAY参加人数	36,291人	50,000人	市民全体のさまざまな環境問題への認識と対応の動向を示す指標のひとつとして、小中学生から大人まで幅広い市民を対象に、特に地球温暖化問題に係る環境負荷についての見直しや省エネルギー活動促進のため取り組んでいる「エコライフDAY」への参加人数。取組の成果を示す指標として適正であることから、この指標を選定。
	都市環境を支える産業の育成 (表3-1-4 P25)	産学連携による共同研究開発に対する支援実績	1件	10件	産学連携支援センター埼玉等における環境分野における共同研究開発に係る支援実施数。環境と経済の両立を図る上で、より環境・エネルギー負荷の少ない技術や製品等を開発することが必要不可欠であることから、この指標を選定。
		環境マネジメントシステム認証取得事業所件数	225件	300件	ISO14001等の環境マネジメントシステムの認証を取得した事業所の数。持続可能な事業活動のためには、環境負荷低減への取組が必要なことから、この指標を選定。
	国際協力の推進 (表3-1-5 P27)	JICA研修生等受入数	11人	継続	JICA(独立行政法人国際協力機構)等からの海外研修生の受入人数。海外研修生を受入れ、水道に関する技術等を移転し、漏水防止等の環境保護を促進させるため、この指標を選定。
環境関連施設における海外視察受入数		63人	継続	大宮南部浄化センターにおける海外視察の受入人数。優れたし尿処理設備を有する環境施設として、発展途上国を含めた海外からの視察を受け入れるものであり、国際協力の一環を担うことから、この指標を選定。	

目標値の根拠	所管	目標値と関連する計画							
		総合振興計画 新実施計画	しめわせ 増進プラン2009	交通環境 プラン	緑の 基本計画	農業 振興、 ビジョン	地球温暖化 対策地域 推進計画	水環境 プラン	一般廃棄物 処理基本 計画
8ヶ所の市有の環境施設における取組を広げ、市内の事業者や大学に協力を呼びかけ、新たに1区に1拠点施設以上の設置をめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
これまでの実績から、スタンプラリーへの参加者を倍増(1,600人)させるとともに、講演会を400人規模の会場で開催することをめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
学校等へ参加を呼びかけ、毎年5クラブ、150名の会員登録をめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
これまでの実績から、閲覧件数を毎年100件/日増加させることをめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
活動を支援することにより、市民活動団体の数を増加させることをめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
これまでの実績から、スタンプラリーへの参加者を倍増(1,600人)させるとともに、講演会を400人規模の会場で開催することをめざし、この目標値を設定。	環境総務課								
環境問題に対する市民の更なる意識向上の促進を図るため、その展開方法や内容に工夫を加え、平成21年度における参加人数(3万6千人)を超える市民の参加をめざし、これまでの実績も踏まえ、この目標値を設定。	地球温暖化対策課								
年1件以上の支援をめざし、この目標値を設定。	産業展開推進課	●							
これまでの実績から、認証取得事業所数を毎年3%増加させることをめざし、この目標を設定。	環境総務課								
今後も、JICA等からの海外研修生を、引続き受入れていくことをめざし、この目標値を設定。	水道総務課								
海外情勢の変動による影響を踏まえ、JICAや環境省等を通じた海外からの視察希望について、毎年、受入可能な態勢を整えておくことをめざし、この目標値を設定。	大宮南部浄化センター								

	施策体系の柱 (上位)	指標	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)	指標の選定理由
基本目標2	生物多様性・自然環境の保全 (表3-2-1 P32)	生物多様性の認識状況 (言葉の認知度)	35% (平成22年度)	70%	生物多様性という言葉とその内容を知っている人の割合。 生物多様性を自らの問題として取り組むためには、言葉の浸透が必要なことから、この指標を選定。
		市民参加型生きもの調査の仕組みの構築・稼働	無	構築・稼働 (平成25年度)	生きもの調査の仕組みの有・無の状況。 継続的な調査の実施と身近な生きものへの関心を高めるため、市民参加型の生きもの調査の仕組みづくりをめざし、この指標を選定。
		特定外来生物の捕獲数	98頭	100頭 (平成24年度)	特定外来生物に指定されている種の捕獲の数。 地域の生態系を保全・再生するため、適切な対応を行うことから、この指標を選定。
		市域における担保性のある緑の面積	5,889ha	7,620ha	法や制度等に基づいた緑地は、今後増やしていくべき持続性・担保性が確保された緑であり、緑豊かなまちづくりに欠かせないことから、この指標を選定。
	快適環境の創造 (表3-2-2 P36)	自然緑地等の指定面積	84.14ha	120ha	市民緑地、特別緑地保全地区、自然緑地、保存緑地、環境緑地、ふるさとの緑の景観地、ふるさとの森、トラスト保全地の合計面積。 担保力の高い条例などで指定する緑地はヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与することから、この指標を選定。
		屋上・壁面等緑化を施した公共施設数	28か所	50か所	市民が利用する公共施設を屋上・壁面緑化し、緑に溢れ快適な市民サービスを提供するとともに、都市環境を改善する先導的役割を果たすことから、この指標を選定。
		身近な公園整備率	81.7%	88.2% (平成25年度)	市街地を対象範囲に、都市公園の位置や面積規模からその都市公園がカバーする地域を「身近な公園が整備された地域」とし、その面積の割合。 快適環境の創造のためには、公園整備率の向上が求められることから、この指標を選定。
		憩える場所の整備数 (高沼用水路)	0ヶ所	2ヶ所 (平成24年度)	多様な水辺環境の創造が求められていることから、市民が水と親しみ憩える場所の整備をめざし、この指標を選定。
	景観の保全 (表3-2-4 P39)	優れた都市景観に関する啓発のための表彰	121点	230点	優れた都市景観形成に寄与する建造物や行為及び景観啓発を目的に実施する景観絵画コンクールなどでの優れた作品の表彰数。 表彰は、実践へのインセンティブとなるものであり、また、本市の貴重な景観資源を再認識するものとなることから、この指標を選定。
		景観重要建造物・景観重要樹木の指定	0件	10件	景観上重要な建造物や樹木の指定数。 地域の景観形成上の核となる建造物や樹木を指定することは、地域の景観形成意識の高揚が図られ、地域の景観資源への愛着を深めことになることから、この指標を選定。
		耕地面積	3,840ha (平成20年度)	3,844ha (平成25年度)	農地の中で、農林業として経営する耕地の面積(田・畑及び樹園地の計)。 優良な農地が減少しつつある中で、景観の保全に適應することから、この指標を選定。

目標値の根拠	所管	目標値と関連する計画								
		総合振興計画 新実施計画	しあわせ倍増プラン2009	交通環境プラン	緑の基本計画	農業振興ビジョン	地球温暖化対策地域推進計画	水環境プラン	一般廃棄物処理基本計画	産業廃棄物処理指導計画
これまでの実績から、言葉とその内容を知っている人の割合を倍増させることをめざし、この目標値を設定。	環境総務課									
市民参加型生きもの調査の仕組みを構築し、稼動することをめざし、この目標値を設定。	環境総務課									
これまでの実績及び今後の対応により、特定外来生物の生息数の減少を考慮し、この目標値を設定。	環境総務課	●								
法や条例に基づき樹林地や農地を指定する区域を増やすとともに、公園などの整備を推進し市域の35%以上を担保性のある緑として確保することをめざし、この目標値を設定。	みどり推進課				●					
全体として、市域の35%以上を担保性のある緑として確保することをめざす中で、自然緑地等については、この目標値を設定。	みどり推進課				●					
屋上緑化・壁面緑化を施した公共施設を年2か所整備することをめざし、この目標値を設定。	みどり推進課	●	●							
公園空白地域の解消をめざすため、総合振興計画の目標をもって、目標値を設定。	都市公園課	●	●		●					
しあわせ倍増プラン2009の目標をもって、この目標値を設定。	河川課	●	●							
さいたま市景観条例に基づく表彰制度を活用し、年10点程度を表彰することをめざし、この目標値を設定。	都市計画課	●								
地域という視点から、1区に1つの指定を行うことをめざし、この目標値を設定。	都市計画課									
H17年度の耕地面積（農林業センサスによる値）を基準とし、過去の耕地面積の推移と基盤整備や利用権設定等の農業施策を踏まえ、H25年度末の耕地面積として、この目標値を設定。	農業政策課					●				

	施策体系の柱 (上位)	指標	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)	指標の選定理由
基本目標2	自然とのふれあいの確保 (表3-2-5 P42)	学校教育ファームの実施校数	35校	全小中学校(小学校102校、中学校57校)(平成24年度)	小中学生が農業を体験できる学校教育ファーム実施校の数。 自然、環境や食物への理解を深める農業体験は、自然とふれあう機会のひとつとして重要であることから、この指標を選定。
		市民農園の開設数	43か所	80か所 (平成25年度)	市内に設置する市民農園の数。 市民ニーズが高く、市民が自然に親しみながら身近に農業体験ができることから、この指標を選定。
		オープン型緑地の指定面積	7.6ha	37ha	身近な樹林地のうち、市民の利用が可能なものとして指定した市民緑地と自然緑地の合計面積。 オープン型の緑地は市民の暮らしにうるおいや安らぎを与え、多様な活動の場となることから、この指標を選定。
基本目標3	地球温暖化対策の推進 (表3-3-1 P46)	次世代自動車登録台数	9,875台	12,000台 (平成24年度)	電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車などの次世代自動車の登録台数(軽自動車を含む)。 環境負荷の少ない次世代自動車の普及状況を把握するにあたり、定量的で信頼できる数値であることから、この指標を選定。
		(仮称)さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定	無	策定 (平成23年度)	地方公共団体においては「地球温暖化対策の推進に関する法律」により実行計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制などのための施策について定めることが求められており、早期に計画を策定する必要があることから、この指標を選定。
		温室効果ガス1人あたり排出量	4.51t-CO ₂ /人 (+9.8%) (平成19年度)	3.86t-CO ₂ /人 (-6.0%以上) (平成24年度)	現在の温室効果ガスの排出抑制などのための施策の根拠としている「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において計画目標とされていることから、この指標を選定。
	温室効果ガス総排出量	542.6万t-CO ₂ (平成19年度)	485.3万t-CO ₂ (平成24年度)	現在の温室効果ガスの排出抑制などのための施策の根拠としている「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において温室効果ガス削減目標(総量)とされていることから、この指標を選定。	
地球温暖化対策以外の地球環境保全の推進 (表3-3-2 P50)	カーエアコンのフロン類回収量(CFC、HFC合計)	13,505kg	適正処理の指導継続	自動車リサイクル法に基づく登録業者による、フロン類の回収の量。 オゾン層の保護対策として、フロン類の回収は重要であることから、この指標を選定。	

目標値の根拠	所管	目標値と関連する計画								
		総合振興計画 新実施計画	しあわせ倍増プラン2009	交通環境プラン	緑の基本計画	農業振興ビジョン	地球温暖化対策地域推進計画	水環境プラン	一般廃棄物処理基本計画	産業廃棄物処理指導計画
平成24年度末までに、全ての市立小・中学校での実施をめざし、この目標値を設定。	健康教育課	●	●							
市が行うレクリエーション農園推進事業において、既存市民農園の区画数に対する応募者数が、およそ2倍であるため、この目標値を設定。	農業政策課	●	●			●				
都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保することをめざす中で、オープン型緑地については、この目標値を設定。	みどり推進課				●					
政府の次世代自動車普及戦略に基づく次世代自動車の販売台数の推移を参考に、目標値設定時点(H21)での次世代自動車の台数(約6,000台)を倍増することをめざし、この目標値を設定。	交通環境政策課	●	●	●						
現在の温室効果ガスの排出の抑制などのための施策の根拠としている「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」との継続性を維持するとともに、本環境基本計画においてその位置付けを明確にし、計画期間の初年度にあたる平成23年度中の策定をめざし、この目標値を設定。	地球温暖化対策課									
「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において計画目標として示されていることから、この目標値を設定。	地球温暖化対策課					●				
「さいたま市地球温暖化対策地域推進計画」において温室効果ガス削減目標(総量)として示されていることから、この目標値を設定。	地球温暖化対策課					●				
今後も、フロン類の適正な処理の促進をめざし、この目標値を設定。	産業廃棄物指導課									

	施策体系の柱 (上位)	指標	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)	指標の選定理由
基本目標4	大気環境の保全 (表3-4-1 P54)	一般局における大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	100%	100%	大気の汚染について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準であることから、この指標を選定。
		自排局における大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	100%	100%	大気の汚染について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準であることから、この指標を選定。
		有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)	100%	100%	大気の汚染について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準であることから、この指標を選定。
		光化学オキシダントの原因物質の濃度(非メタン炭化水素(午前6時から9時)の年平均値)	0.26ppmC	0.20ppmC	環境基準の設定されている光化学オキシダントの原因物質とされており、監視する必要があることから、この指標を選定。
		次世代自動車登録台数【再掲 表3-3-1】	9,875台	12,000台 (平成24年度)	電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等の次世代自動車の登録台数(軽自動車を含む)。環境負荷の少ない次世代自動車の普及状況を把握するにあたり、定量的で信頼できる数値であることから、この指標を選定。
	水環境の保全 (表3-4-2 P57)	水質汚濁に係る環境基準達成率(BOD75%水質値達成地点/測定地点)	74%	85%	水質の汚濁について人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい環境基準であることから、この指標を選定。
		公共下水道普及率	86.6%	90% (平成24年度)	市の総人口に対する下水道を利用できる区域の人口の割合。公共下水道の整備指標として一般的であることから、この指標を選定。
		公共施設への雨水貯留タンク設置数(学校)	3件	15件 (平成25年度)	さいたま市における地下水の涵養、雨水等の有効利用、水害防止等の望ましい水環境を創造する観点から、この指標を選定。
		水道使用量(市民一人一日あたり)	305ℓ	順次減少	市民1人が1日あたりに使用する水道の量。水環境の保全には、限りある水資源の有効利用が不可欠であることから、この指標を選定。
	土壌・地盤環境の保全 (表3-4-3 P60)	単年度沈下量2cm以上の面積	0km ²	0km ²	年間2cm以上の沈下があった地域の面積。環境省でも地盤沈下の指標として注意を要している沈下量であるため、この指標を選定。

目標値の根拠	所管	目標値と関連する計画								
		総合振興計画 新実施計画	しあわせ倍増プラン2009	交通環境プラン	緑の基本計画	農業振興ビジョン	地球温暖化対策地域推進計画	水環境プラン	一般廃棄物処理基本計画	産業廃棄物処理指導計画
環境基本法に基づく環境基準を全局で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課									
環境基本法に基づく環境基準を全局で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課									
環境基本法に基づく環境基準を全局で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課									
国の指針に基づく光化学オキシダントの原因物質の濃度を全局で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課									
政府の次世代自動車普及戦略に基づく次世代自動車の販売台数の推移を参考に、目標値設定時点(H21)での次世代自動車の台数(約6,000台)を倍増することをめざし、この目標値を設定。	交通環境政策課	●	●	●						
23地点の調査地点のうち20地点で環境基準を達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課	●					●			
しあわせ倍増プラン2009の目標をもって、この目標値を設定。	下水道計画課	●	●							
平成21～25年度までに市内小学校に対し15基設置することにより、雨水の有効利用をアピールすることができると判断したため、1年に3基をめざし、この目標値を設定。	環境対策課	●								
市民や事業者の節水意識の浸透などを測るため、この目標値を設定。	経営企画室									
市民の生活環境の保全の観点から、継続して監視する必要があるため、この目標を設定。	環境対策課									

	施策体系の柱 (上位)	指標	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)	指標の選定理由
基本目標4	生活環境の保全 (表3-4-4 P62)	道路交通騒音に係る環境基準達成率	93.7%	100%	道路交通騒音の影響を受ける生活環境を改善するため、環境基準達成率を向上させる必要があることから、この指標を選定。
		新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率	100%	100%	新幹線鉄道騒音の影響を受ける生活環境を保全するため、環境基準を達成させる必要があることから、この指標を選定。
		騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率	98.3%	100%	騒音・振動・悪臭に関する公害苦情受理件数のうち、解決した件数の割合。公害苦情の申し立ては、市民が直面している生活環境上の問題に対する生の声であるため、この指標を選定。
	化学物質対策の推進 (表3-4-5 P65)	ダイオキシン類一般大気環境基準達成率	100%	100%	ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握し、大気中のダイオキシン類濃度を監視する事で、市民の安心・安全を確保するため、この指標を選定。
		ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率	94.4%	100%	ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握し、河川や土壌中のダイオキシン類濃度を監視する事で、市民の安心・安全を確保するため、この指標を選定。
		環境コミュニケーションの実施回数	2回	10回 (平成25年度)	環境コミュニケーションを実施することで、市民・事業者・行政が正しい情報を共有し、環境リスクを低減させる必要があることから、この指標を選定。
基本目標5	一般廃棄物対策の推進 (表3-5-1 P68)	市民一人一日あたりのごみ排出量（資源物を除く）	800g	780g (平成29年度)	市内で排出されたごみ（資源物を除く）の1人1日あたりの量。ごみの排出抑制への取組の成果を示す数値であり、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」においても目標値として掲げられていることから、指標として選定。
		一般廃棄物再生利用率	21.8%	34% (平成29年度)	市内で排出されたごみ量に対する再生利用量の割合。ごみの資源化への取組の成果を示す数値であり、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」においても目標値として掲げられていることから、この指標を選定。
		一般廃棄物最終処分比率	8.1%	6% (平成29年度)	市内で排出されたごみ量に対する最終処分量の割合。最終処分場の延命化への取組の成果を示す数値であり、国が策定した「循環型社会形成推進基本計画」においても目標値として掲げられていることから、この指標を選定。
	産業廃棄物対策の推進 (表3-5-3 P70)	産業廃棄物排出量	1,438千t/年 (平成20年度)	1,438千t/年 (平成27年度)	市内で排出された産業廃棄物の総量。産業廃棄物の発生抑制への取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
産業廃棄物最終処分量		25千t/年 (最終処分率2%) (平成20年度)	10千t/年 (平成27年度)	産業廃棄物のうち、最終的に埋め立て処分された量。産業廃棄物の発生抑制、適正処理、再資源化への取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	

目標値の根拠	所管	目標値と関連する計画									
		総合振興計画 新実施計画	しあわせ倍增アクション2009	交通環境プラン	緑の基本計画	農業振興ビジョン	地球温暖化対策地域推進計画	水環境プラン	一般廃棄物処理基本計画	産業廃棄物処理指導計画	
環境基本法に基づく環境基準を全地点で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課										
環境基本法に基づく環境基準を全地点で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課										
快適な生活環境を維持することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課										
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準を全地点で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課	●									
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準を全地点で達成することをめざし、この目標値を設定。	環境対策課	●									
平成21～25年度までに、10回以上開催することで、環境コミュニケーションが浸透できると判断したため、1年に2回の開催をめざし、この目標値を設定。	環境対策課	●									
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の「循環型社会形成推進基本計画」と整合性を図りつつ、策定時までの実績とその後の予測をもとに、この目標値を設定。	資源循環政策課	●								●	
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の「循環型社会形成推進基本計画」と整合性を図りつつ、策定時までの実績とその後の予測をもとに、この目標値を設定。	資源循環政策課	●								●	
循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された国の「循環型社会形成推進基本計画」と整合性を図りつつ、策定時までの実績とその後の予測をもとに、この目標値を設定。	資源循環政策課	●								●	
これまでの実績と、経済の変動による影響も踏まえ、微増から横ばい程度で推移することを予測し、この目標値を設定。	産業廃棄物指導課										●
最終目標である「平成32年度にゼロ」を達成するため、中期目標として、平成20年度比6割削減をめざし、この目標値を設定。	産業廃棄物指導課										●

※「目標値と関連する計画」は、本計画で設定した指標・数値目標と同様の内容が掲載されている計画を示しています。

3. 改訂の経緯

平成21年

- 3月31日 さいたま市環境基本計画改訂に係る基礎調査
- 12月18日 さいたま市環境基本計画改訂に係る庁内意見集約

平成22年

- 2月5日 さいたま市環境審議会（諮問）
- 4月28日 さいたま市環境基本計画改訂庁内委員会
- 5月26日 さいたま市環境審議会
- 6月17日 さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会
- 25日 さいたま市環境基本計画改訂庁内委員会
- 7月1日 さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会
- 15日 さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会
- 23日 さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会正副委員長会議
- 28日 さいたま市環境審議会
（さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会から報告）
- 10月13日 さいたま市議会（協議・報告）
- 10月22日 パブリックコメント開始
- 11月22日 パブリックコメント終了
- 12月6日 さいたま市議会市民生活委員会（報告）
- 12月21日 さいたま市環境基本計画改訂庁内委員会

平成23年

- 1月26日 さいたま市環境審議会
- 1月28日 さいたま市環境審議会答申

4. 環境審議会

(1) さいたま市環境審議会 委員名簿

松本 幸次 (会長)	埼玉大学理学部教授
小坂 宏 (副会長)	芝浦工業大学システム理工学部准教授
秋吉 祐子	聖学院大学政治経済学部教授
加藤 勝征	さいたま市農業委員会会長職務代理者
島村 周作	さいたま市環境保全連絡協議会会長
親松 高穂	さいたま市自治会連合会副会長
久保 徳次	さいたま商工会議所理事
柿塚 一二三	さいたま市民生委員児童委員連絡協議会副会長
針谷 さゆり	埼玉県環境部水環境課副課長
小野 達二	さいたま市水環境ネットワーク会長
小林 正治	さいたま市みどり愛護会事業部長
中野 あゆみ	埼玉県生態系保護協会主任研究員
丸山 繁子	さいたま市リサイクル女性会議会長
秋元 智子	さいたま市環境会議会長
石川 二郎	市民公募委員
佐藤 正志	市民公募委員
酒井 こず江	市民公募委員

(敬称略)

※さいたま市環境基本条例第27条に基づき、さいたま市の環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する機関として設置。

(2) さいたま市生物多様性地域戦略検討専門委員会 委員名簿

窪田 陽一 (委員長)	埼玉大学大学院理工学研究科教授 工学博士
安部 邦昭	さいたま市環境会議副会長
小原 邦彦	自然観察さいたまフレンド副代表理事
須田 真一	東京大学農学生命科学研究科生圏システム学専攻保全生態学研究室 特任研究員
中野 あゆみ	埼玉県生態系保護協会主任研究員

(敬称略)

※さいたま市環境審議会規則第6条に基づき、本計画の中に位置づける生物多様性地域戦略の検討に必要な機関として設置。

(3) さいたま市環境審議会 答申

平成23年1月28日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市環境審議会
会長 松本 幸次

さいたま市環境基本計画の改訂について（答申）

さいたま市は、平成16年1月に現在の環境基本計画を策定し、その中で掲げた「自然と共生し持続可能な環境を未来ある子どものために伝える都市」という望ましい環境像の実現に向けた様々な施策に取り組んできました。

環境基本計画の策定から6年、自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況の改善、公共交通機関利用者数の増加、市民一人あたりのごみ排出量の減少といった成果を、市民や事業者の協力を得て成し遂げています。

一方で、ヒートアイランド現象の顕在化、温室効果ガス総排出量の増加、生物多様性の保全と持続可能な利用といった問題への対応の必要が生じています。

当審議会では、平成21年度から、さいたま市環境基本計画の改訂について審議を重ね、各委員が活発に意見を出し合うとともに、現在の環境基本計画に掲載のない生物多様性に関する事項については専門委員会を設置して検討してまいりました。さらに、多くの市民意見も盛り込んでの「さいたま市環境基本計画改訂版」といたしました。

市長及び行政各機関におかれては、この答申に基づき、地域における身近な環境問題、さらには人類が直面する最大の試練である地球規模の環境問題といった様々な課題に、市民、事業者、学校、市の連携・協働はもちろん世界の人々とも協力し、持続可能な環境を未来に伝えるため、環境負荷の少ない先進的な環境共生都市の実現を目指して、スピード感のある施策を展開されることを期待します。

答申の附帯意見

1 環境基本計画改訂版の推進について

- (1) さいたま市が目指す将来都市像「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」の実現には、環境政策の着実な取組が要となることを認識し、環境局だけでなく全庁職員が一丸となった推進体制とすること。
- (2) さいたま市総合振興計画やしあわせ倍増プラン2009を始め、関連する他の計画との連携を図るとともに、国や他の自治体との連携、国際的な情勢の変化をも視野に入れ、望ましい環境像の実現に向けた施策展開に取り組むこと。

2 各主体との連携・協働について

- (1) 計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者などとのパートナーシップにより、施策を展開すること。
- (2) 市内に生息・生育する動植物に関する情報をはじめ、環境に関わる各種情報の収集においては、市内で活動する市民活動団体や事業者、大学や学校と密接な連携を図り、正確で、信頼性の高い、広範にわたる情報を収集できる仕組みを早急に構築すること。

3 環境基本計画改訂版の進行管理について

- (1) 市の環境施策・事業の取組状況を明らかにする年次報告書（さいたま市環境白書）については、改訂に併せて内容や構成を再検討し、環境基本計画の進捗状況を分かりやすく把握できるものにするとともに、最新情報、身近な情報を分かりやすく公表すること。
- (2) 市が行う事務、事業に関する内容だけでなく、市民、市民活動団体、事業者などの活動に関する内容についても情報を収集し、正確に周知すること。

5. 庁内委員会

さいたま市環境基本計画改訂庁内委員会

委員長：環境共生部長

副委員長：環境共生部次長

委員：各課（室）長 ※下表による

局	部	課
政策局	政策企画部	企画調整課
保健福祉局	保健部	健康増進課
環境局	環境共生部	地球温暖化対策課
		環境対策課
		交通環境政策課
	資源循環推進部	資源循環政策課
		廃棄物対策課
		産業廃棄物指導課
施設部	環境施設課	
経済局	経済部	経済政策課
		農業政策課
都市局	都市計画部	都市総務課
		都市計画課
		都市交通課
		都市公園課
	みどり推進課	
まちづくり推進部	まちづくり総務課	
建設局	土木部	土木総務課
		河川課
	建築部	建築総務課
下水道部	下水道総務課	
水道局		経営企画室
教育委員会事務局	学校教育部	指導1課
	生涯学習部	生涯学習振興課

○オブザーバー 環境局 環境共生部 交通環境政策課 次世代自動車普及推進室

○事務局 環境局 環境共生部 環境総務課

※さいたま市環境基本計画の改訂に関する事項を審議する機関として設置。

6. さいたま市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 基本的施策等
 - 第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第8条）
 - 第2節 環境基本計画（第9条）
 - 第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等（第10条—第25条）
 - 第4節 地球環境保全及び国際協力（第26条）
- 第3章 環境審議会（第27条）
- 第4章 補則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に積極的に取り組むことにより行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに

自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参加し、及び協力する責務を有する。

(年次報告書)

- 第7条 市長は、毎年、環境の現況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

- 第8条 市は、基本理念にのっとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造について配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、さいたま市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(事業等に係る環境配慮)

- 第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとする事業者に対し、当該事業の実施に際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の措置)

- 第12条 市は、前条の事業のうち、環境への影響に関し特に必要があると認められる事業を行う事業者が、その事業に係る環境への影響を事前に評価し、その結果に基づき、その事業が環境に配慮されたものとなることを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

- 第13条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

- 第14条 市は、環境の保全及び創造について必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

- 第15条 市は、廃棄物処理施設、下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地等人と自然のふれあいができる快適な環境の適正な保全に資する公共的施設の整備及び健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境保全型農業の振興を推進するとともに、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)
第17条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)
第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)
第19条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)
第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(調査、研究等)
第21条 市は、環境の保全及び創造に関する科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

(監視等の体制の整備)
第22条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、巡視等の体制を整備するものとする。

(環境監査)
第23条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う環境監査に関し調査研究を行うとともに、その普及に努めるものとする。

(民間団体等との連携)
第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策

が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう、これらのものとの連携に努めなければならない。

(総合調整のための体制の整備)
第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)
第26条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。
2 市は、国、他の地方公共団体その他の団体と連携して、地球環境保全に関し、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会)
第27条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、さいたま市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
(1) 環境基本計画に関すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項
3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 識見を有する者
(2) 市民及び事業者の代表者
(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 補則

(委任)
第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。